

TEPCO

とくとくとくガスAPプラン

(主契約料金表)

令和元年10月31日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

ガス料金その他の供給条件の内容

とくとくガスAPプラン

1 対象となるお客さま

ガス需給約款の適用を受け、東京瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求でき、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 定 義

次の言葉は、この料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) Amazonプライム

アマゾンジャパン合同会社が当該名称で提供する、有料会員サービスをいいます。

(2) Amazonプライムギフトコード

アマゾンジャパン合同会社のwebサイトに登録していただくことで、Amazonプライムを1年間ご利用いただけるギフトコードをいいます。

3 料金表の変更

(1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、変更後の料金表の実施期日以後のガス料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

(2) お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款その他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、

この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、変更後の料金表の実施期日以後のガス料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

- (3) アマゾンジャパン合同会社が定めるAmazonプライム会員規約の変更により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後のAmazonプライム会員規約をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、変更後の料金表の実施期日以後のガス料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (4) 当社は、この料金表を変更する場合、変更後の料金表の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の料金表の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (5) ガス事業法施行規則第13条第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

4 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が800立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたし

ます。

(1) 料金表 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,143円23銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	141円38銭
-------------	---------

(2) 料金表 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,431円32銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	126円32銭
-------------	---------

(3) 料金表 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,602円04銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	124円34銭
-------------	---------

(4) 料金表 D

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	2,242円24銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	121円15銭
-------------	---------

(5) 料金表 E

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	6,510円24銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	112円65銭
-------------	---------

(6) 料金表 F

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	12,485円44銭
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	105円18銭
-------------	---------

5 日割計算

- (1) 当社は、ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、日割計算をし、ガス料金を算定いたします。

この場合のガス料金は、(3)によって算定された日割計算後基本料金および(4)によって算定された従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1（1）によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表（原料費調整）1（4）によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1（1）によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表（原料費調整）1（4）によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

- (2) (3)の日割計算後基本料金および(4)の従量料金の算定にあたっては、使用量がイによって算定された値までの場合は4（ガス料金）(1)の料金表Aを、使用量がイによって算定された値をこえ、ロによって算定された値までの場合は4（ガス料金）(2)の料金表Bを、使用量がロによって算定された値をこえ、ハによって算定された値までの場合は4（ガス料金）(3)の料金表Cを、使用量がハによって算定された値をこえ、ニによって算定された値までの場合は4（ガス料金）(4)の料金表Dを、使用量がニによって算定された値をこえ、ホによって算定された値までの場合は4（ガス料金）(5)の料金表Eを、使用量がホによって算定された値をこえる場合は4（ガス料金）(6)の料金表Fを、それぞれ適用いたします。

ただし、ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イ、ロ、ハ、ニおよびホの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

なお、イ、ロ、ハ、ニおよびホによって算定された値の単位は、1立方メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{イ} \quad 20\text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ロ} \quad 80\text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ハ} \quad 200\text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ニ} \quad 500\text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ホ} \quad 800\text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (3) 日割計算後基本料金は、(2)により適用することとされた基本料金に以下の値を乗じてえた値といたします。

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

なお、日割計算後基本料金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 従量料金は、(2)により適用することとされた従量料金といたします。

- (5) ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、ガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

6 供給ガスの熱量，圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量，圧力，燃焼性は，次のとおりといたします。

なお，供給ガスは，燃焼性によって類別されており，この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため，13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	……45メガジュール
	最低熱量	……44メガジュール
圧力	最高圧力	……2.5キロパスカル
	最低圧力	……1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……47
	最低燃焼速度	……35
	最高ウォッベ指数	……57.8
	最低ウォッベ指数	……52.7

7 契約期間

(1) 契約期間は，次によります。

イ 契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。ただし，契約種別の変更を希望される場合の変更後の契約期間は，需給契約の変更が成立した日から変更後の料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

また，契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は，原則として検針期間等の始期といたします。

ロ 契約期間満了に先立ってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合，当社は，原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

(2) 当社は，この料金表を終了する場合，契約終了の6ヶ月前までにあらか

じめお客さまにお知らせのうえ、契約を終了することがあります。

8 Amazonプライムギフトコード

- (1) 当社は、とくとくガスAPプランを契約されたお客さまに対して、Amazonプライムギフトコードを通知いたします。
- (2) 利用可能とするサービスその他のAmazonプライムに関する事項は、アマゾンジャパン合同会社が定めるAmazonプライム会員規約によるものとします。
- (3) お客さまが有効期間内にAmazonプライムギフトコードを入力しない場合や、アマゾンジャパン合同会社がAmazonプライム会員規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。
- (4) 当社が通知するAmazonプライムギフトコードに関する細目的事項については、当社ホームページにおいてお知らせいたします。

9 期中解約金

- (1) お客さまが契約期間満了に先だって需給契約を廃止しようとする場合またはガス需給約款29(解約等)により当社が需給契約を解約する場合には、当社は、(2)に定める期中解約金を申し受けます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合等は、この限りではありません。この場合、期中解約金は、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。
- (2) 期中解約金は、次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	2,400円00銭
-------------	-----------

なお、3(料金表の変更)にもとづき、当社が料金表を変更する場合は、当該期中解約金についても変更することがあります。

- (3) お客様は、本契約の終了後であっても、Amazonプライム利用期間が満了するまで、引き続きAmazonプライムをご利用いただけます。なお、Amazonプライムの継続利用をご希望されない場合は、お客様にてAmazonプライムの退会手続きを行なうものとなります。
- (4) 契約期間満了の日の前々月の応当日（契約期間満了の日に対応する日をいいます。）以降にお客様が需給契約を廃止される場合または当社が需給契約を解約する場合は、(1)にかかわらず、当社は、期中解約金を申し受けません。

10 そ の 他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものとなります。

附 則

1 実 施 期 日

この需給約款は、令和元年10月31日から実施いたします。

2 料金表の変更にかかわる取扱い

3（料金表の変更）(1)，(2)，(3)および(4)は、附則1（実施期日）にかかわらず、令和2年3月31日までの間、次のとおりといたします。

- (1) 当社は、この料金表を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) お客様の需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) アマゾンジャパン合同会社が定めるAmazonプライム会員規約の変更により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後のAmazonプライム会員規約をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、変更後の料金表の実施期日以後のガス料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

別 表（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を下回る場合

原料費調整単価

$$= (57,250\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を上回る場合

原料費調整単価

$$= (\text{平均原料価格} - 57,250\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に

使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 1 厘
-------------	---------

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1) の各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格、1 トン当たりの平均 L P G 価格および 1 (2) によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。